

各 位

会社名 ユニコムグループホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 二家 英彰
 (JASDAQ・コード8744)
 問合せ先 取締役管理部長 西山 義信
 TEL 03-5623-8744

MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 12 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、マネジメント・バイアウト(注)の一環として行われる株式会社JFK(以下、「公開買付者」といいます。)による当社普通株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)について賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われるものです。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 22 年 12 月 15 日現在)

(1)	商 号	株式会社JFK	
(2)	所 在 地	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目 38 番 11 号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 二家 勝明	
(4)	事 業 内 容	公開買付者は、当社の株式の所有、及び事業活動を支配・管理することを主たる業務としております。	
(5)	資 本 金 の 額	500,000 円	
(6)	設 立 年 月 日	平成 22 年 12 月 3 日	
(7)	大株主及び持株比率	二家 勝明 50% 二家 英彰 50%	
(8)	公開買付者と当社の関係等	資 本 関 係	当社と公開買付者の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の議決権のそれぞれ 50%を保有している二家勝明及び二家英彰は、平成 22 年 11 月 15 日に提出した第 54 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 12 日現在の当社の発行済株式総数から、当社が平成 22 年 12 月 1 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成 22 年 11 月 30 日現在の当社の保有する自己株式を除いた株式数の 24.09% (2,704,240 株)、1.54% (173,224 株)を保有しております。

	人 的 関 係	公開買付者の代表取締役であり、議決権の 50%を保有する二家勝明は当社の代表取締役会長を兼務しております。また、当社の代表取締役社長である二家英彰は公開買付者の議決権の 50%を保有しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の代表取締役会長である二家勝明及び代表取締役社長である二家英彰は、公開買付者の議決権をそれぞれ 50%所有しております。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 22 年 12 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格や公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に協議、検討した結果、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社普通株式を非公開化する事が当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、下記「(3)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けが、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しており、本公開買付価格及び諸条件が当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同する旨の決議をするとともに、当社は、本公開買付けが実施された場合には、当社の株主の皆様に対し、公開買付けに応募することを推奨いたします。

なお、当社の代表取締役会長である二家勝明は、公開買付者の代表取締役兼株主であることから、特別利害関係人として上記決議には参加していません。また、当社の代表取締役社長である二家英彰は、公開買付者の株主であることから、特別利害関係人に準じて上記決議には参加していません。また、上記決議の行われた当社取締役会には、二家勝明及び二家英彰を除く当社取締役及び監査役の全員が出席し、決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議されております。さらに、当社のいずれの監査役も当社取締役会に出席し、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意を表しております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役会長である二家勝明並びに二家勝明の親族であり当社の代表取締役社長である二家英彰が、本日現在において発行済株式の全てを保有する株式会社であり、公開買付けを通じて当社の普通株式を取得及び保有することを主たる目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、当社が保有する自己株式を除く当社の発行済普通株式の全てを取得し、当社の普通株式を非上場化させるための一連の取引(以下、「本取引」といいます。)の一環として、公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を実施いたします。

本公開買付けが成立した場合には、二家英彰並びに二家勝明の親族である二家純子、二家嘉則及び二家麻里奈の4名が、それぞれ 25%ずつ出資する会社である有限会社クラスターインベストメント(注1)(以下、「クラスター」といいます。)は、公開買付者に対して本公開買付けの買付け等に要する資金に充当することを目的として 870,000 千円の普通株式による増資(出資)を行い、かつ、本公開買付けの決済の開始日後において 130,000 千円の普通株式による追加増資(出資)を行うこと(以下、上記2回の出資を併せて「本件クラスター出資」といいます。)を予定しており、本件クラスター出資後の公開買付者の株主構成は、クラスター99.90%、二家勝明 0.05%及び二家英彰 0.05%となる予定です(なお、クラスターにつきましては、二家勝明が直接に出資する会社ではないため、本公開買付けの買付者とはならなかったとの事です)。

公開買付者は、二家勝明(保有株式数:2,704,240 株、保有割合(注2):24.09%(小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、同様に計算しております。))、二家勝明の親族である二家英彰(保有

株式数:173,224株、保有割合:1.54%)、二家純子(保有株式数:19,000株、保有割合:0.17%)、二家嘉則(保有株式数:115,000株、保有割合:1.02%)及び二家麻里奈(保有株式数:115,000株、保有割合:1.02%)並びにクラスター(保有株式数:3,413,000株、保有割合:30.40%)との間で、それぞれが保有する当社の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の公開買付け応募契約を平成22年12月15日付で締結しております(上記の公開買付け応募契約の対象となっている当社の普通株式の合計6,539,464株(保有割合:58.25%)を、以下「本応募対象株式」と総称します。)

なお、本公開買付けは、()公開買付者との間で、応募に係る契約が成立している本応募対象株式(6,539,464株)及び()当社が平成22年11月15日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された平成22年11月12日現在の発行済株式総数(12,920,340株)から、当社が平成22年12月1日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成22年11月30日現在の自己株式(1,694,102株)及び本応募対象株式の数(6,539,464株)を控除した株式数(4,686,774株)の過半数に相当する株式数(2,343,388株)の合計(8,882,852株、保有割合:79.13%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、当社の普通株式を非上場化するための本取引の一環として実施されるものであり、当社が保有する自己株式を除く当社の発行済普通株式の全てを取得することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

また、本公開買付けによって当社が保有する自己株式を除く当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、下記「(4)本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の一連の手続きの実行を当社に要請し、当社が保有する自己株式以外の当社の発行済株式の全てを取得することを予定しています。

また、本取引完了後、公開買付者は、平成23年6月を目途に、公開買付者を消滅会社、当社を存続会社として吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行うことを予定しております。

本取引は、公開買付者の代表取締役及び設立時の株主であり当社の代表取締役会長である二家勝明並びに二家勝明の親族であり当社の代表取締役社長である二家英彰が実質的な主体となった、マネジメント・バイアウト(MBO)(注3)の手法により行われるものであり、当社の代表取締役会長である二家勝明及び当社の代表取締役社長である二家英彰は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して当社の経営にあたる予定です(以下、マネジメント・バイアウトを推進する立場の二家勝明並びに二家英彰を総称して「公開買付者関係人」といいます。)

また、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行から合計2,857百万円を上限とした借入れ(以下、「本買収ローン」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けが成立した場合の決済資金等に充当する予定です。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約においては、本取引と同種の取引に係る通常の買収ローンと同様に貸出実行条件等の契約条件が規定された上で、公開買付者の発行済株式の全部及び公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式を担保に供すること、二家勝明を公開買付者の連帯保証人とすること、並びに当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社の一定の資産等を担保に供すること等が規定される予定となっております。

(注1)クラスターは、当社のその他の関係会社に該当する会社であり(議決権の保有割合30.41%)、二家勝明の親族である二家英彰、二家純子、二家嘉則及び二家麻里奈が本日現在において発行済株式の全て(それぞれ、クラスターの発行済株式の25%ずつを保有しております。)を保有する会社であって、証券業、商品先物取引業を営む会社に対する事業の指導、整理、育成業務を展開しております。

(注2)当社が平成22年11月15日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された平成22年11月12日現在の発行済株式総数(12,920,340株)から、当社が平成22年12月1日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成22年11月30日現在の自己株式(1,694,102株)を控除した株式数(11,226,238株)に占める割合を「保有割合」といいます。

(注3)マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一

部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び公開買付け後の経営方針

(a) 当社の概要及び経緯

当社は、昭和33年9月に山栄物産株式会社(現:ユニコムグループホールディングス株式会社)として設立し、穀物、砂糖、繊維、ゴム及び生絲を扱う取引所に加入し、業務を開始しました。その後、当社が、事業を通じて社会に貢献することやお客様のニーズを第一に考え顧客とともに発展することを企業理念として掲げ、昭和34年の横浜出張所(旧横浜支店)の設置を皮切りに、昭和36年の千葉出張所を設置し、昭和46年1月に農林水産大臣・通商産業大臣(現:経済産業大臣)から商品取引員としての許可を受け、全国の各取引所に加入し、昭和48年に仙台営業所、昭和60年に名古屋支店、平成2年に大阪支店、平成3年に福岡支店を設置するなど、次々と全国展開を進め、受託会員として石油、貴金属、農産物など日本国内での商品先物市場の発展とともに業務を拡大してまいりました。

その後、バブル経済の崩壊や平成の大不況など目まぐるしく変化し続ける社会環境の中にあつて、当社は、平成8年10月に日本証券業協会に株式を店頭登録しました。その後、平成16年1月にセンチュリー証券株式会社の株式を取得し、平成16年12月には関東財務局へ証券仲介業者の登録をするとともに、株式会社ジャスダック証券取引所(現:株式会社大阪証券取引所が運営する大阪証券取引所)ASDAQ(スタンダード)(以下、「ジャスダック」といいます。))に株式上場を果たしました。平成17年10月には、子会社を通じて日産証券株式会社の株式を取得し、平成18年6月にセンチュリー証券株式会社の個人及び法人営業部門を吸収分割により日産証券株式会社が承継するとともに、日産証券株式会社は現在の日産センチュリー証券株式会社(以下、「日産センチュリー証券」といいます。)に商号を変更しました。また、平成18年10月に、グループの戦略的マネジメントの強化、経営資源配分の適正化及び自己責任経営の実現を目的として、当社の主要事業部門である商品先物取引業、金融先物取引業、商品投資販売業、証券仲介業及びこれらに附帯する業務を吸収分割の方法により日本ユニコム分割準備株式会社に包括的に承継させ、当社を持株会社化することで持株会社体制へ移行し、日本ユニコム分割準備株式会社は現在の日本ユニコム株式会社(以下、「日本ユニコム」といいます。))、当社はユニコムグループホールディングス株式会社に商号を変更いたしました。平成21年には、当社グループはグループ事業会社の再編成を行い、商品先物取引の対面営業部門及びオンライン取引部門の双方を兼ね備える日本ユニコムと地域密着型の証券対面営業を主軸とする日産センチュリー証券を主要連結子会社として、当社グループは現在連結子会社4社で構成されております。

(b) 業界環境の大きな変化

当社グループの主たる事業である商品先物取引業は、海外市場では活況を呈している一方で、国内市場では(商品取引所法の法改正議論が本格的になされた)平成15年度以降、市場規模の縮小傾向に歯止めがかからず厳しい経営環境が続いており、日本商品先物振興協会のデータによれば、平成21年度の全国商品取引所総出来高は34百万枚(枚数とは取引単位を表しております。以下同様です。))と、過去のピークである平成15年度の156百万枚の4分の1以下にまで低下しており、平成元年以降で過去最低水準となっております。

このような出来高の減少による市場の流動性の低下を嫌気し、個人投資家は売買を手控える状況が続いており、日本商品先物振興協会のデータによれば商品先物市場の委託者数は平成14年度末の11万8,230人をピークに平成20年度には8万7,233人にまで減少しております。

また、商品先物市場の縮小による手数料収入の減少に加えて、市場改革に伴うシステム対応など取引員にとって経費負担が増えており、受託業務の廃止や廃業を選択する取引員も現れており、日本商品先物振興協会のデータによれば商品取引員数は平成15年度末の97社から平成21年度末現在で37社まで減少し、淘汰の波が押し寄せるなか商品先物取引業を行う各社は更に難しい経営判断が求められております。

また、当社グループのもう一つの主要な事業である、証券事業を取り巻く環境は、世界的な景気悪化の最悪期は脱したものの、完全失業率が依然として高い水準にあるなど雇用情勢は厳しく、国内消費市場の縮小や慢性的なデフレ傾向などにより、景気回復を実感させる状況ではなく先行きは不透明な状態が続いており、当面厳しい状況が継続することが予想されます。このような環境下、日経平均株価は、本年4月に11,339円30銭と年初来の高値を更新したものの、ギリシャにおける財政問題に端を発する欧州の金融不安の高まりや円高による企業収益への影響懸念などにより、足許、日経平均株価は10,000円前後で推移している状況にあります。

(c) 業界環境の変化に対する当社の取組み及びその結果

このような業界環境の劇的な変化を受け、当社は、当社グループの主たる事業である商品先物取引業に関し、商品先物市場とお客様をつなぐ橋渡し役として、従来のお客様との直接対話を重視しながら新しい取引スタイルを提案し続ける対面取引に加え、オンライン取引及びコールセンター取引と、取引形態の多様化を図ることでお客様がそれぞれのニーズに合わせて取引いただけるよう環境の整備に努めて参りました。

具体的には、商品先物取引業においては、携帯電話を利用した情報配信サービスである「P-フラッシュ」やオンライン取引などの情報ツール及び取引システムの操作説明会、そして初心者向けの投資セミナー等を開催し、セミナー型営業強化を主軸とした施策をもって顧客基盤の拡充に努めて参りました。

しかしながら、昨今の金融不安を背景とした先行きの不透明感によって個人投資家は依然として売買を手控えたままの状況であり、当社グループは黒字収益に足る取引を十分獲得できずにいる状況です。

また、当社グループのもう一つの主要な事業である証券事業においても、株式市場は、各国政府の政策により下落基調に歯止めが掛かったものの、依然として回復には至っていないことが、手数料収入及び自己売買収益に大きく影響しております。

その結果として、当社の平成22年3月期の連結業績は、営業収益6,251百万円(前年比38.2%減)、当期純損失2,031百万円という厳しい状況となりました。

(d) 本公開買付けの目的

当社グループでの主要な事業会社は日本ユニコムと日産センチュリー証券であり、両社の経営環境については、商品市況及び株式市況のいずれもが当面の間好転することを期待することが出来ず、業績を短期間に回復させることは非常に厳しい状況であると言わざるを得ません。

特に商品取引先物業を中心とした日本ユニコムの受託業務においては、平成23年1月に予定されている商品取引所法の改正により「不招請勧誘の禁止」の導入が予定されており、その営業活動にはかつてない制限が設けられ、経営環境は一段と厳しさが増すことが見込まれます。

こうした環境の中、当社グループとして採るべき経営上の方策としては、市況が回復するまで現状で最善を尽くし耐え忍ぶか、或いは現在の状況を脱出するため思い切った抜本的な施策を講じる、という二つの方法が考えられますが、日本ユニコムの場合は単に市況の回復を待たばよいという状況ではなく、来年以降の然るべき営業体制を想定したビジネスモデルの変革は不可避であると考えております。

また、証券業を中心とした日産センチュリー証券においては、安定した経営体制を確立するために収益源の多角化を図る必要があると考えています。その具体策として、すでに当社が平成22年7月26日付のプレスリリースにて公表のとおり、日本ユニコムの商品オンライントレード部門を承継し、収益基盤のさらなる拡大を図るつもりであります。また、将来的には、グループ内の取扱商品を増やし、さらに海外の商品先物業者及び証券業者等とも提携することによって、顧客にとって魅力のある商品ラインナップを取り揃え、更なる顧客の獲得を目指す意向です。

これらの構想の一番の骨子は、総合取引所構想も視野に入れて、国内外の証券及び商品のデリバティブ取引を幅広く取扱う体制を新たに構築することにあります。そのためには、両社が長年の間に培ったノウハウや知識、そして人材やインフラ等の経営資源を有効に活用し、両社の垣根を越えた融合を図って行くことが重要な施策の一つと考えております。一方で、日本ユニコムと日産センチュリー証券の両社は、これまでの歴史や文化、社員の気質等、経営体質も異なっており、当面の間、試行錯誤の経営を余儀なくされる可能性は高く、事業が形をなし、収益を生むまでに相当の努力、そして時間を要すると認識しており、その間の費用負担も大きくなることは避けられないと考えております。また、このような経営改革を行うためには、各種施策実施に伴うコストの増加が見込まれ、リスクを伴う積極的な施策の実施なども必要となること、現在の体制の下でこれらの施策を実施した場合には、コストの増加その他の負担が、業績の下方圧力となり、当社の一般株主の皆様は短期的とはいえマイナスの影響を生じさせるおそれがあります。

公開買付け者は、当社を取り巻くこのような環境の下で、当社が経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、当社が顧客に対して一定の品質を維持しつつも、より価格競争力のあるサービスの提供を実現し、かつ、当社のステイクホルダーに対しても長期的に付加価値を還元できる企業に変革することが必要であると考えております。

また、当社は、ジャスダックに株式上場を果たし、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、人材採用の際の知名度向上、顧客及び取引先の皆様に対する信用度の向上等、これまで様々なメリットを享受してきたと考えておりますが、当社の現在の財務状況に鑑みると、資金調達のニーズは自己資

金や金融機関等からの調達で十分に満たされており、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を行う必要性は当面考えにくく、むしろ、近年の資本市場に対する各種規制の急激な強化に伴って、株式の上場を維持するための必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、金融商品取引法上の有価証券報告書・内部統制報告書等の継続開示にかかる費用、監査費用等)が今後益々増加することが予想され、上場を維持することが当社の経営上の更なる負担となる可能性があります。

これらの状況を踏まえ、公開買付者は、当社の一般株主の皆様へ経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、長期的に付加価値を生み続ける会社へ変わるための抜本的な経営改革を実行していくためには、マネジメント・バイアウトの手法により、当社の普通株式を非上場化して、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行していくことが、最も有力な手段であるという結論に至りました。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウトのための取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ることを踏まえ、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。(なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置等については公開買付者から受けた説明に基づくものです。)

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社の関連当事者には該当しないフィナンシャル・アドバイザーであり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社(以下、「大和証券キャピタル・マーケッツ」といいます。)に対し、当社の普通株式の株式価値算定を依頼し、平成22年12月13日付で大和証券キャピタル・マーケッツから株式価値算定書を取得しました(なお、公開買付者は大和証券キャピタル・マーケッツから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)。大和証券キャピタル・マーケッツによる当社の普通株式の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケッツは、()当社の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法、()当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定する類似会社比較法、及び()当社の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するディスカунティッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)の各手法を用いて当社の普通株式の株式価値の算定を行っております。なお、大和証券キャピタル・マーケッツは、当社の市場株価が継続して1株当たり純資産額を下回って推移しており、1株当たり純資産額は当社の株式価値を表す指標として適切であるとは考えられず、また当社は継続企業であり、保有する主要資産の大規模な売却等も想定していないことから、株式価値算定書において時価純資産法を採用していません。

大和証券キャピタル・マーケッツが採用した算定手法及び当該手法に基づいて算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、()市場株価法では平成22年12月10日を基準日として、ジャスダックにおける当社の普通株式の過去1ヶ月間の出来高加重平均株価190円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)、過去3ヶ月間の出来高加重平均株価197円及び過去6ヶ月間の出来高加重平均株価204円を基に190円~204円、()類似会社比較法では266円~287円、()DCF法では257円~339円と算定されております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケッツから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を

参考にしつつ、当社との協議・交渉の結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、当社の株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、最終的に本公開買付け価格を300円に決定いたしました。

なお、本公開買付け価格300円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成22年12月14日のジャスダックにおける当社普通株式の終値(190円)に約57.89%のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成22年11月15日から平成22年12月14日まで)の終値単純平均(191円、小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)に約57.07%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成22年9月15日から平成22年12月14日まで)の終値単純平均(195円)に約53.85%のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成22年6月15日から平成22年12月14日まで)の終値単純平均(203円)に約47.78%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、当社は、公開買付者から提示された本買付け価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、当社の法務アドバイザーである潮見坂総合法律事務所から紹介を受けたウェイドアドバイザー株式会社(以下、「ウェイドアドバイザー」といいます。)に当社の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成22年12月14日付でウェイドアドバイザーから株式価値算定書(以下、「ウェイド株式価値算定書」といいます。)を取得し、公開買付者から提示された本公開買付け価格の公正性を判断するための基礎資料にいたしました(なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネスオピニオン)を取得していません。)。ウェイドアドバイザーは、当社が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で当社の普通株式の株式価値を算定しており、当社の普通株式の株式価値について多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて当社の株式価値を算定いたしました。ウェイドアドバイザーは、市場株価法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を算定する手法であり、上場企業の客観的な評価手法であることから、類似会社比較法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様、株式市場の客観性を反映することができることから、また、DCF法は、当社の今後のキャッシュフローから株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考えられることから、いずれも当社の普通株式の株式価値を算定する手法として適切であると判断いたしました。なお、ウェイドアドバイザーは、継続企業である当社の株式価値算定評価が目的であるため、純資産額法の採用を見送っております。ウェイド株式価値算定書における各手法による当社の株式価値算定結果は、市場株価法では191円から222円、類似会社比較法では254円から288円、DCF法では224円から327円となっております。なお、市場株価法では、平成22年12月14日を基準として、ジャスダックにおける当社の普通株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均株価191円、直近3ヶ月間の出来高加重平均株価196円、直近6ヶ月間の出来高加重平均株価204円及び直近12ヶ月間の出来高加重平均株価222円を基に算出しております。

当社における第三者委員会の設置

当社取締役会は、平成22年7月8日、本公開買付けに係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、当社及び公開買付者から独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会(第三者委員会の委員としては、公開買付者及び当社から独立性を有し、監督能力及びアドバイス能力並びに専門知識を備えている、土橋正氏(外部有識者たる弁護士)、河合一重氏(当社の社外監査役)及び松下素久氏(当社の社外監査役)の3氏を選定いたしました。各委員と公開買付者及び当社との間には、現在及び過去において取引関係は一切ありません。また、当社は当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。)を設置し、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、当社取締役会が賛同意見を表明することが相当か否かを第三者委員会に対し諮問することを決議いたしました。そして、第三者委員会は、平成22年7月8日より同年12月2日まで合計4回開催され、当社取締役会からの諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、公開買付者及び当社から独

立した法務アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から、本取引及び委員会の運営全般につき法的助言を受けつつ、当社から本公開買付けの背景、検討状況及び当社の本公開買付けについての考え方についての説明を受けており、また、ウェイドアドバイザーが当社に対して提出したウェイド株式価値算定書を参考にするとともに、ウェイドアドバイザーから当社の普通株式の株式価値算定に関する説明を受けました。第三者委員会は、かかる経緯の下、本取引の目的の合理性、本取引における公開買付価格の合理性、その他本取引の透明性・合理性確保のための枠組みの有無について慎重に検討を重ね、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響その他諸般の事情を総合的に勘案した結果、本公開買付を含む本取引が当社の企業価値を向上させ得るものである事から本取引の目的は妥当であると判断しました。また、ウェイドアドバイザーが当社に対して提出したウェイド株式価値算定書の内容、第三者委員会における検討の内容等を踏まえ、本取引における公開買付価格も妥当であると判断できる事から、平成 22 年 12 月 10 日に、当社取締役会に対して、特別の利害関係を有する取締役(二家勝明及び二家英彰)を除く当社取締役及び監査役全員の承認を条件として、本公開買付けに関し、当社取締役会が、公開買付者による本公開買付けに賛同し、当社の株主が、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することが相当である旨の答申を行いました。

独立した法律事務所からの助言

当社は、公開買付者及び当社から独立した法務アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けました。

また、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立した法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに対する価格決定プロセス、意思決定プロセス等について法的助言を受けております。

利害関係を有しない当社の取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、ウェイドアドバイザーより取得したウェイド株式価値算定書、潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、平成 22 年 12 月 15 日開催の当社取締役会において、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から、当社普通株式を非公開化する事が当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しており、本公開買付価格及び諸条件が当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そして、以上の理由より、当社取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに関し当社と利益が相反するおそれのある当社代表取締役会長の二家勝明及び当社代表取締役社長の二家英彰を除く当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議いたしました。

なお、当社代表取締役会長の二家勝明及び当社代表取締役社長の二家英彰は、本取引に関し特別の利害関係を有しており、利益相反回避の観点から、上記当社取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。また、当社監査役の全員が当社取締役会に出席し、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日(なお、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 8 条第 1 項及び行政機関の休日に関する法律第 1 条に基づき平成 22 年 12 月 29 日及び同 30 日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入してありませんが、公開買付代理人による応募株主等からの応募の受け付けは、公開買付期間に

算入されていない平成 22 年 12 月 29 日及び同 30 日にも行われます。)としており、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者と当社は、当社が公開買付者の対抗者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、平成 22 年 12 月 15 日付で公開買付者との間で応募に係る契約を締結している、二家勝明(保有株式数:2,704,240 株、保有割合:24.09%)、二家勝明の親族である二家英彰(保有株式数:173,224 株、保有割合:1.54%)、二家純子(保有株式数:19,000 株、保有割合:0.17%)、二家嘉則(保有株式数:115,000 株、保有割合:1.02%)及び二家麻里奈(保有株式数:115,000 株、保有割合:1.02%)並びにクラスター(保有株式数:3,413,000 株、保有割合:30.40%)以外の当社株主の意思を尊重するため、上記の各株主の保有する当社株式の合計である本応募対象株式(6,539,464 株、保有割合:58.25%)と、当社が平成 22 年 11 月 15 日に提出した第 54 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 12 日現在の発行済株式総数(12,920,340 株)から、当社が平成 22 年 12 月 1 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成 22 年 11 月 30 日現在の自己株式(1,694,102 株)及び本応募対象株式の数(6,539,464 株)を控除した株式数(4,686,774 株)の過半数に相当する株式数(2,343,388 株)の合計(8,882,852 株、保有割合:79.13%)以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、本応募対象株式の応募に加えて、本応募対象株式及び当社が保有する自己株式以外の当社の普通株式の過半数の応募がない場合には、本取引を行わないこととし、当社の少数株主の皆様を尊重した買付予定数の下限の設定を行っております。

(4) 本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記のとおり、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)を取得できなかった場合には、下記の一連の手続きにより、公開買付者が、当社の発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)を取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、上記による変更後の定款に対し、当社の全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された当社の発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)の取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付することの議案を付議議案に含む株主総会及び上記の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を、平成 23 年 3 月を目途に、当社に要請する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、当社の全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)は当社に取得されることとなり、当社の株主には、当該取得の対価として当社の別の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する当該株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、当社に対して、当社が保有する自己株式を除く当社の発行済普通株式の全てを保有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう要請する予定です。なお、公開買付者は、平成 23 年 5 月を目途に、当社を公開買

付者の完全子会社とするための施策を完了することを予定しております。上記手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められおり、また、上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものでは一切ありません。

また、上記乃至の手續きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等保有割合又は公開買付者以外の当社の株主の株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります。但し、上記方法を変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対しては、最終的に金銭等を交付する方法により公開買付者が、当社の発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)を保有することを予定しております。この場合における当該株主に交付する金銭等の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付け価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手續については、決定次第、速やかに公表いたします。

公開買付者は、上記手續き実施後、平成23年6月を目途に、本合併を行うことを予定しております。

(5) 当社株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について

当社普通株式は本日現在、ジャスダックに上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、当社株式はジャスダックの上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け成立後に、上記「(4)本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載したところに従い、公開買付者は発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)を保有することを企図しておりますので、その場合には、当社の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式をジャスダックにおいて取引することは出来ません。

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社取締役会は、ウェイドアドバイザーより取得したウェイド株式価値算定書、潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から、当社普通株式を非公開化する事が当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、上記「(3)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本件公開買付けが、公正な手續を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しており、本公開買付け価格及び諸条件が当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そして、以上の理由より、当社取締役会は、本公開買付けに関し当社と利益が相反するおそれのある当社代表取締役会長の二家勝明及び当社代表取締役社長の二家英彰を除く当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を決議いたしました。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社の全株式(ただし、当社が保有する自己株式を除く。)を取得することができなかった場合には、公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護すべく、上場廃止に伴う代替手段として、上記「(4)本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の方法により、上場廃止となる当社の普通株式に代わる対価として金銭の交付を受ける機会を当社の少数株主に提供しつつ、当社の普通株式を非公開化する事を企図しております。

(7) 本公開買付に応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠

当社グループの主たる事業である商品先物取引業は、海外市場では活況を呈している一方で、国内市場では(商品取引所法の法改正議論が本格的になされた)平成15年度以降、市場規模の縮小傾向に歯止めがかからず厳しい経営環境が続いており、日本商品先物振興協会のデータによれば、平成21年度の全国商品取引所総出来高は34百万枚と、過去のピークである平成15年度の156百万枚の4分の1以下にまで低下しており、平成元年以降で過去最低水準となっております。

このような出来高の減少による市場の流動性の低下を嫌気し、個人投資家は売買を手控える状況が続いており、日本商品先物振興協会のデータによれば商品先物市場の委託者数は平成14年度末の11万8,230人をピークに平成20年度には8万7,233人にまで減少しております。

また、商品先物市場の縮小による手数料収入の減少に加えて、市場改革に伴うシステム対応など取引員にとって経費負担が増えており、受託業務の廃止や廃業を選択する取引員も現れており、日本商品先物振興協会のデータによれば商品取引員数は平成15年度末の97社から平成21年度末現在で37社まで減少し、淘汰の波が押し寄せるなか商品先物取引業を行う各社は更に難しい経営判断が求められております。

また、当社グループのもう一つの主要な事業である、証券事業を取り巻く環境は、世界的な景気悪化の最悪期は脱したものの、完全失業率が依然として高い水準にあるなど雇用情勢は厳しく、国内消費市場の縮小や慢性的なデフレ傾向などにより、景気回復を実感させる状況ではなく先行きは不透明な状態が続いており、当面厳しい状況が継続することが予想されます。このような環境下、日経平均株価は、本年4月に11,339円30銭と年初来の高値を更新したものの、ギリシャにおける財政問題に端を発する欧州の金融不安の高まりや円高による企業収益への影響懸念などにより、足許、日経平均株価は10,000円前後で推移している状況にあります。このような市場環境の中、当社グループの経営成績は、受取手数料収入の減収が大きく影響し、平成22年3月期の連結業績は6,251百万円(前年比38.2%減)、当期純損失2,031百万円となっております。

当社取締役会は、上記のような当社が置かれている状況を総合的に考慮の上、本公開買付けにおける買付価格や公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に協議、検討した結果、上記(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社普通株式を非公開化する事が当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、上記「(3)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本件公開買付けが、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しており、本公開買付価格及び諸条件が当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そして、以上の理由より、当社取締役会は、本公開買付けに関し当社と利益が相反するおそれのある当社代表取締役会長の二家勝明及び当社代表取締役社長の二家英彰を除く当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付に応募されることを勧める旨を決議いたしました。

(8) その他

当社は、平成22年12月15日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の剰余金の配当(期末配当)を行わないことを決議しております。

3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、二家勝明(保有株式数:2,704,240株、保有割合:24.09%)、二家勝明の親族である二家英彰(保有株式数:173,224株、保有割合:1.54%)、二家純子(保有株式数:19,000株、保有割合:0.17%)、二家嘉則(保有株式数:115,000株、保有割合:1.02%)及び二家麻里奈(保有株式数:115,000株、保有割合:1.02%)並びにクラスター(保有株式数:3,413,000株、保有割合:30.40%)との間で、それぞれが保有する当社の普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成22年12月15日付で締結しております。

なお、公開買付者は、二家勝明との間で、本公開買付けに係る決済の完了後に、本公開買付けに応募することによって得られる二家勝明が保有する当社の普通株式(2,704,240株)に係る売却代金の全てを二家勝明から借入れを受けることを合意しております。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

8. 今後の見通し
上記「2.(5)当社株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について」をご参照ください。

9. 支配株主との取引等に関する事項

二家勝明及び公開買付者は当社の支配株主その他大阪証券取引所の規則に定める者であり、本公開買付けは、支配株主との取引等に該当いたします。当社では、経営に関する重要事項の判断は、あくまでも当社取締役会での事前の審議・決議を行い、またその経過についても取締役及び監査役がレビューできる体制をひくことで、当社ひいては当社株主の利益を害することのないよう十分に留意することを、当社における支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針としております。当社は、上記「2.(3)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる指針に適合していると考えております。

また、当社は、平成22年12月10日付で上記「2.(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「当社における第三者委員会の設置」に記載した第三者委員会より、当社取締役会に対して、特別の利害関係を有する取締役(二家勝明及び二家英彰)を除く当社取締役及び監査役全員の承認を条件として、本公開買付けに関し、当社取締役会が、公開買付者による本公開買付けに賛同し、当社の株主が、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することが相当である旨の答申書を入手しております。

以上

添付資料:「ユニコムグループホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 22 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名:株式会社JFK
代表者名:代表取締役 二家勝明

ユニコムグループホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社JFK(以下、「公開買付者」といいます。)は、ユニコムグループホールディングス株式会社(JASDAQ、コード番号:8744 以下、「対象者」といいます。)の普通株式を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)による公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)によって取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1)本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役会長である二家勝明並びに二家勝明の親族であり対象者の代表取締役社長である二家英彰が、本書提出日現在において発行済株式の全てを保有する株式会社であり、公開買付けを通じて対象者の普通株式を取得及び保有することを主たる目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、対象者が保有する自己株式を除く対象者の発行済普通株式の全てを取得し、対象者の普通株式を非上場化させるための一連の取引(以下、「本取引」といいます。)の一環として、公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を実施いたします。

本公開買付けが成立した場合には、二家英彰並びに二家勝明の親族である二家純子、二家嘉則及び二家麻里奈の4名が、それぞれ 25%ずつ出資する会社である有限会社クラスターインベストメント(注1)(以下、「クラスター」といいます。)は、公開買付者に対して本公開買付けの買付け等に要する資金に充当することを目的として 870,000 千円の普通株式による増資(出資)を行い、かつ、本公開買付けの決済の開始日後において 130,000 千円の普通株式による追加増資(出資)を行うこと(以下、上記2回の出資を併せて「本件クラスター出資」といいます。)を予定しており、本件クラスター出資後の公開買付者の株主構成は、クラスター99.90%、二家勝明 0.05%及び二家英彰 0.05%となる予定です(なお、クラスターにつきましては、二家勝明が直接に出資する会社ではないため、本公開買付けの買付者とはならなかったとの事です)。

公開買付者は、二家勝明(保有株式数:2,704,240 株、保有割合(注2):24.09%(小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、同様に計算しております。))、二家勝明の親族である二家英彰(保有株式数:173,224 株、保有割合:1.54%)、二家純子(保有株式数:19,000 株、保有割合:0.17%)、二家嘉則(保有株式数:115,000 株、保有割合:1.02%)及び二家麻里奈(保有株式数:115,000 株、保有割合:1.02%)並びにクラスター(保有株式数:3,413,000 株、保有割合:30.40%)との間で、それぞれが保有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成 22 年 12 月 15 日付で締結しております。(上記の公開買付応募契約の対象となっている対象者の普通株式の合計

6,539,464株(保有割合:58.25%)を、以下「本応募対象株式」と総称します。)

なお、本公開買付けは、()公開買付者との間で、応募に係る契約が成立している本応募対象株式(6,539,464株)及び()対象者が平成22年11月15日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された平成22年11月12日現在の発行済株式総数(12,920,340株)から、対象者が平成22年12月1日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成22年11月30日現在の自己株式(1,694,102株)及び本応募対象株式の数(6,539,464株)を控除した株式数(4,686,774株)の過半数に相当する株式数(2,343,388株)の合計(8,882,852株、保有割合:79.13%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、対象者の普通株式を非上場化するための本取引の一環として実施されるものであり、対象者が保有する自己株式を除く対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

また、本公開買付けによって対象者が保有する自己株式を除く対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、下記「(4)本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の一連の手続きの実行を対象者に要請し、対象者が保有する自己株式以外の対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しています。

また、本取引完了後、公開買付者は、平成23年6月を目途に、公開買付者を消滅会社、対象者を存続会社として吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行うことを予定しております。

本取引は、公開買付者の代表取締役及び設立時の株主であり対象者の代表取締役会長である二家勝明並びに二家勝明の親族であり対象者の代表取締役社長である二家英彰が実質的な主体となった、マネジメント・バイアウト(MBO)(注3)の手法により行われるものであり、対象者の代表取締役会長である二家勝明及び対象者の代表取締役社長である二家英彰は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です(以下、マネジメント・バイアウトを推進する立場の二家勝明並びに二家英彰を総称して「公開買付者関係人」といいます。)

また、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行から合計2,857百万円を上限とした借入れ(以下、「本買収ローン」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けが成立した場合の決済資金等に充当する予定です。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約においては、本取引と同種の取引に係る通常の買収ローンと同様に貸出実行条件等の契約条件が規定された上で、公開買付者の発行済株式の全部及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式を担保に供すること、二家勝明を公開買付者の連帯保証人として、並びに対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、対象者の一定の資産等を担保に供すること等が規定される予定となっております。

なお、対象者によって公表された平成22年12月15日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下、「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成22年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある対象者代表取締役会長の二家勝明及び対象者代表取締役社長の二家英彰を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。また、対象者監査役の全員が対象者取締役会に出席し、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(注1) クラスターは、対象者のその他の関係会社に該当する会社であり(議決権の保有割合30.41%)、二家勝明の親族である二家英彰、二家純子、二家嘉則及び二家麻里奈が本書提出日現在において発行済株式の全て(それぞれ、クラスターの発行済株式の25%ずつを保有しております。)を保有する会社であって、証券業、商品先物取引業を営む会社に対する事業の指導、整理、育成業務を展開しております。

(注2) 対象者が平成22年11月15日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された

平成 22 年 11 月 12 日現在の発行済株式総数(12,920,340 株)から、対象者が平成 22 年 12 月 1 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成 22 年 11 月 30 日現在の自己株式(1,694,102 株)を控除した株式数(11,226,238 株)に占める割合を「保有割合」といいます。

(注3) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(2)本公開買付けの目的及び背景

会社の概要及び経緯

対象者は、昭和 33 年9月に山栄物産株式会社(現:ユニコムグループホールディングス株式会社(以下、「ユニコムGHD」といいます。))として設立し、穀物、砂糖、繊維、ゴム及び生絲を扱う取引所に加入し、業務を開始しました。その後、対象者は、事業を通じて社会に貢献することやお客様のニーズを第一に考え顧客とともに発展することを企業理念として掲げ、昭和 34 年の横浜出張所(旧横浜支店)の設置を皮切りに、昭和 36 年の千葉出張所を設置し、昭和 46 年1月に農林水産大臣・通商産業大臣(現:経済産業大臣)から商品取引員としての許可を受け、全国の各取引所に加入し、昭和 48 年に仙台営業所、昭和 60 年に名古屋支店、平成2年に大阪支店、平成3年に福岡支店を設置するなど、次々と全国展開を進め、受託会員として石油、貴金属、農産物など日本国内での商品先物市場の発展とともに業務を拡大してきました。

その後、バブル経済の崩壊や平成の大不況など目まぐるしく変化し続ける社会環境の中であって、対象者は、平成8年10月に日本証券業協会に株式を店頭登録しました。その後、平成16年1月にセンチュリー証券株式会社の株式を取得し、平成16年12月には関東財務局へ証券仲介業者の登録をするとともに、株式会社ジャスダック証券取引所(現:株式会社大阪証券取引所が運営する大阪証券取引所)ASDAQ(スタンダード)(以下、「ジャスダック」といいます。))に株式上場を果たしました。平成17年10月には、子会社を通じて日産証券株式会社の株式を取得し、平成18年6月にセンチュリー証券株式会社の個人及び法人営業部門を吸収分割により日産証券株式会社が承継するとともに、日産証券株式会社は現在の日産センチュリー証券株式会社(以下、「日産センチュリー証券」といいます。))に商号を変更しました。また、平成18年10月に、グループの戦略的マネジメントの強化、経営資源配分の適正化及び自己責任経営の実現を目的として、対象者の主要事業部門である商品先物取引業、金融先物取引業、商品投資販売業、証券仲介業及びこれらに附帯する業務を吸収分割の方法により日本ユニコム分割準備株式会社に包括的に承継させ、対象者を持株会社化することで持株会社体制へ移行し、日本ユニコム分割準備株式会社は現在の日本ユニコム株式会社(以下、「日本ユニコム」といいます。))、対象者はユニコムグループホールディングス株式会社に商号を変更いたしました。平成21年には、対象者グループはグループ事業会社の再編成を行い、商品先物取引の対面営業部門及びオンライン取引部門の双方を兼ね備える日本ユニコムと地域密着型の証券対面営業を主軸とする日産センチュリー証券を主要連結子会社として、対象者グループは現在連結子会社4社で構成されております。

業界環境の大きな変化

対象者グループの主たる事業である商品先物取引業は、海外市場では活況を呈している一方で、国内市場では(商品取引所法の法改正議論が本格的になされた)平成15年度以降、市場規模の縮小傾向に歯止めがかからず厳しい経営環境が続いており、日本商品先物振興協会のデータによれば、平成21年度の全国商品取引所総出来高は34百万枚(枚数とは取引単位を表しております。以下同様です。))と、過去のピークである平成15年度の156百万枚の4分の1以下にまで低下しており、平成元年以降で過去最低水準となっております。

このような出来高の減少による市場の流動性の低下を嫌気し、個人投資家は売買を手控える状況が続いており、日本商品先物振興協会のデータによれば商品先物市場の委託者数は平成14年度末の11万8,230人をピークに平成20年度には8万7,233人にまで減少しております。

また、商品先物市場の縮小による手数料収入の減少に加えて、市場改革に伴うシステム対応など取引員にとって経費負担が増えており、受託業務の廃止や廃業を選択する取引員も現れており、日本商品先物振興協会のデータによれば商品取引員数は平成15年度末の97社から平成21年度末現在で37社まで減少し、淘汰の波が押し寄せるなか商品先物取引業を行う各社は更に難しい経営判断が求められており

ます。

また、対象者グループのもう一つの主要な事業である、証券事業を取り巻く環境は、世界的な景気悪化の最悪期は脱したものの、完全失業率が依然として高い水準にあるなど雇用情勢は厳しく、国内消費市場の縮小や慢性的なデフレ傾向などにより、景気回復を実感させる状況ではなく先行きは不透明な状態が続いており、当面厳しい状況が継続することが予想されます。このような環境下、日経平均株価は、本年4月に11,339円30銭と年初来の高値を更新したものの、ギリシャにおける財政問題に端を発する欧州の金融不安の高まりや円高による企業収益への影響懸念などにより、足許、日経平均株価は10,000円前後で推移している状況にあります。

業界環境の変化に対する対象者の取組み及びその結果

このような業界環境の劇的な変化を受け、対象者は、対象者グループの主たる事業である商品先物取引業に関し、商品先物市場とお客様をつなぐ橋渡し役として、従来のお客様との直接対話を重視しながら新しい取引スタイルを提案し続ける対面取引に加え、オンライン取引及びコールセンター取引と、取引形態の多様化を図ることでお客様がそれぞれのニーズに合わせて取引いただけるよう環境の整備に努めて参りました。

具体的には、商品先物取引業においては、携帯電話を利用した情報配信サービスである「P-フラッシュ」やオンライン取引などの情報ツール及び取引システムの操作説明会、そして初心者向けの投資セミナー等を開催し、セミナー型営業強化を主軸とした施策をもって顧客基盤の拡充に努めて参りました。

しかしながら、昨今の金融不安を背景とした先行きの不透明感によって個人投資家は依然として売買を手控えたままの状況であり、対象者グループは黒字収益に足る取引を十分獲得できずにいる状況です。

また、対象者グループのもう一つの主要な事業である証券事業においても、株式市場は、各国政府の政策により下落基調に歯止めが掛かったものの、依然として回復には至っていないことが、手数料収入及び自己売買収益に大きく影響しております。

その結果として、対象者の平成22年3月期の連結業績は、営業収益6,251百万円(前年比38.2%減)、当期純損失2,031百万円という厳しい状況となりました。

本公開買付けの目的

対象者グループでの主要な事業会社は日本ユニコムと日産センチュリー証券であり、両社の経営環境については、商品市況及び株式市況のいずれもが当面の間好転することを期待することが出来ず、業績を短期間に回復させることは非常に厳しい状況であると言わざるを得ません。

特に商品取引先物業を中心とした日本ユニコムの受託業務においては、平成23年1月に予定されている商品取引所法の改正により「不招請勧誘の禁止」の導入が予定されており、その営業活動にはかつてない制限が設けられ、経営環境は一段と厳しさが増すことが見込まれます。

こうした環境の中、対象者グループとして採るべき経営上の方策としては、市況が回復するまで現状で最善を尽くし耐え忍ぶか、或いは現在の状況を脱出するため思い切った抜本的な施策を講じる、という二つの方法が考えられますが、日本ユニコムの場合は単に市況の回復を待てばよいという状況ではなく、来年以降の然るべき営業体制を想定したビジネスモデルの変革は不可避であると考えております。

また、証券業を中心とした日産センチュリー証券においては、安定した経営体制を確立するために収益源の多角化を図る必要があると考えています。その具体策として、すでに対象者が平成22年7月26日付のプレスリリースにて公表のとおり、日本ユニコムの商品オンライントレード部門を承継し、収益基盤のさらなる拡大を図るつもりであります。また、将来的には、グループ内の取扱商品を増やし、さらに海外の商品先物業者及び証券業者等とも提携することによって、顧客にとって魅力のある商品ラインナップを取り揃え、更なる顧客の獲得を目指す意向です。

これらの構想の一番の骨子は、総合取引所構想も視野に入れて、国内外の証券及び商品のデリバティブ取引を幅広く取扱う体制を新たに構築することにあります。そのためには、両社が長年の間に培ったノウハウや知識、そして人材やインフラ等の経営資源を有効に活用し、両社の垣根を越えた融合を図って行くことが重要な施策の一つと考えております。一方で、日本ユニコムと日産センチュリー証券の両社は、これまでの歴史や文化、社員の気質等、経営体質も異なっており、当面の間、試行錯誤の経営を余儀なくされる可能性は高く、事業が形をなし、収益を生むまでに相当の努力、そして時間を要すると認識しており、その間の費用負担も大きくなることは避けられないと考えております。また、このような経営改革を行うためには、各種施策実施に伴うコストの増加が見込まれ、リスクを伴う積極的な施策の実施なども必要となると、現在の体制の下でこれらの施策を実施した場合には、コストの増加その他の負担が、業績の下方圧力となり、対象者の一般株主の皆様にも短期的とはいえマイナスの影響を生じさせるおそれがあります。

公開買付者は、対象者を取り巻くこのような環境の下で、対象者が経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、対象者が顧客に対して一定の品質を維持しつつも、より価格競争力のあるサービスの提供を実現し、かつ、対象者のステークホルダーに対しても長期的に付加価値を還元できる企業に変革することが必要であると考えております。

また、対象者は、ジャスダックに株式上場を果たし、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、人材採用の際の知名度向上、顧客及び取引先の皆様に対する信用度の向上等、これまで様々なメリットを享受してきたと考えておりますが、対象者の現在の財務状況に鑑みると、資金調達のニーズは自己資金や金融機関等からの調達で十分に満たされており、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を行う必要性は当面考えにくく、むしろ、近年の資本市場に対する各種規制の急激な強化に伴って、株式の上場を維持するための必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、金融商品取引法上の有価証券報告書・内部統制報告書等の継続開示にかかる費用、監査費用等)が今後益々増加することが予想され、上場を維持することが対象者の経営上の更なる負担となる可能性があります。

これらの状況を踏まえ、公開買付者は、対象者の一般株主の皆様には経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、長期的に付加価値を生み続ける会社になるための抜本的な経営改革を実行していくためには、マネジメント・バイアウトの手法により、対象者の普通株式を非上場化して、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行していくことが、最も有力な手段であるという結論に至りました。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウトのための取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ることを踏まえ、本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しないフィナンシャル・アドバイザーであり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社(以下、「大和証券キャピタル・マーケッツ」といいます。)に対し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、平成22年12月13日付で大和証券キャピタル・マーケッツから株式価値算定書を取得しました(なお、公開買付者は大和証券キャピタル・マーケッツから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)。大和証券キャピタル・マーケッツによる対象者の普通株式の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケッツは、()対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法、()対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定する類似会社比較法、及び()対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するディスカунティッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っております。なお、大和証券キャピタル・マーケッツは、対象者の市場株価が継続して1株当たり純資産額を下回って推移しており、1株当たり純資産額は対象者の株式価値を表す指標として適切であるとは考えられず、また対象者は継続企業であり、保有する主要資産の大規模な売却等も想定していないことから、株式価値算定書において時価純資産法を採用していません。

大和証券キャピタル・マーケッツが採用した算定手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普

通株式1株当たりの株式価値の範囲は、()市場株価法では平成22年12月10日を基準日として、ジャスダックにおける対象者の普通株式の過去1ヶ月間の出来高加重平均株価190円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)、過去3ヶ月間の出来高加重平均株価197円及び過去6ヶ月間の出来高加重平均株価204円を基に190円~204円、()類似会社比較法では266円~287円、()DCF法では257円~339円と算定されております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、最終的に本公開買付け価格を300円に決定いたしました。

なお、本公開買付け価格300円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成22年12月14日のジャスダックにおける対象者普通株式の終値(190円)に約57.89%のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成22年11月15日から平成22年12月14日まで)の終値単純平均(191円。小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)に約57.07%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成22年9月15日から平成22年12月14日まで)の終値単純平均(195円)に約53.85%のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成22年6月15日から平成22年12月14日まで)の終値単純平均(203円)に約47.78%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本買付け価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者とは別個に、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、対象者の法務アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から紹介を受けたウェイドアドバイザー株式会社(以下、「ウェイドアドバイザー」といいます。)に対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成22年12月14日付でウェイドアドバイザーから株式価値算定書(以下、「ウェイド株式価値算定書」といいます。)を取得し、公開買付者から提示された本公開買付け価格の公正性を判断するための基礎資料にしたとのことです(なお、対象者は、本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネスオピニオン)を取得していないとのことです。)。ウェイドアドバイザーは、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で対象者の普通株式の株式価値を算定しており、対象者の普通株式の株式価値について多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値を算定したとのことです。ウェイドアドバイザーは、市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を算定する手法であり、上場企業の客観的な評価手法であることから、類似会社比較法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様、株式市場の客観性を反映することができることから、また、DCF法は、対象者の今後のキャッシュフローから株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考えられることから、いずれもウェイド株式価値算定書における対象者の普通株式の株式価値を算定する手法として適切であると判断し採用したとのことです。なお、ウェイドアドバイザーは、継続企業である対象者の株式価値算定評価が目的であるため、純資産額法の採用を見送ったとのことです。ウェイド株式価値算定書における各手法による対象者の株式価値算定結果は、市場株価法では191円から222円、類似会社比較法では254円から288円、DCF法では224円から327円となっております。なお、市場株価法では、平成22年12月14日を基準として、ジャスダックにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均株価191円、直近3ヶ月間の出来高加重平均株価196円、直近6ヶ月間の出来高加重平均株価204円及び直近12ヶ月間の出来高加重平均株価222円を基に算出しているとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成22年7月8日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び公開買付者から独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会(第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有し、監督能力及びアドバイス能力並びに専門知識を備えている、土橋正氏(外部有識者たる弁護士)、河合一重氏(対象者の社外監査役)及び松下素久氏(対象者

の社外監査役)の3氏を選定したとのことです。各委員と公開買付者及び対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切ないとのことです。また、対象者は当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。)を設置し、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、対象者取締役会が賛同意見を表明することが相当か否かを第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして、第三者委員会は、平成 22 年 7 月 8 日より同年 12 月 2 日まで合計 4 回開催され、対象者取締役会からの諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。第三者委員会は、かかる検討にあたり、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から、本取引及び委員会の運営全般につき法的助言を受けつつ、対象者から本公開買付けの背景、検討状況及び対象者の本公開買付けについての考え方についての説明を受けており、また、ウェイドアドバイザーが対象者に対して提出したウェイド株式価値算定書を参考にするとともに、ウェイドアドバイザーから対象者の普通株式の株式価値算定に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、かかる経緯の下、本取引の目的の合理性、本取引における公開買付価格の合理性、その他本取引の透明性・合理性確保のための枠組みの有無について慎重に検討を重ね、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主共同の利益に与える影響その他諸般の事情を総合的に勘案した結果、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値を向上させ得るものである事から本取引の目的は妥当であると判断しました。また、ウェイドアドバイザーが当社に対して提出したウェイド株式価値算定書の内容、第三者委員会における検討の内容等を踏まえ、本取引における公開買付価格も妥当であると判断できる事から、平成 22 年 12 月 10 日に、対象者取締役会に対して、特別の利害関係を有する取締役(二家勝明及び二家英彰)を除く対象者取締役及び監査役全員の承認を条件として、本公開買付けに関し、対象者取締役会が、公開買付者による本公開買付けに賛同し、対象者の株主が、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することが相当である旨の答申を行ったとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けたとのことです。

また、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに対する価格決定プロセス、意思決定プロセス等について法的助言を受けております。

対象者における利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、ウェイドアドバイザーより取得したウェイド株式価値算定書、潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成 22 年 12 月 15 日開催の対象者取締役会において、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から、対象者普通株式を非公開化する事が対象者の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しており、本公開買付価格及び諸条件が対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、以上の理由より、対象者取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある対象者代表取締役会長の二家勝明及び対象者代表取締役社長の二家英彰を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。

なお、対象者代表取締役会長の二家勝明及び対象者代表取締役社長の二家英彰は、本取引に関し特別の利害関係を有しており、利益相反回避の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。また、対象者監査役の全員が対象者

取締役会に出席し、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日(なお、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 8 条第 1 項及び行政機関の休日に関する法律第 1 条に基づき平成 22 年 12 月 29 日及び同 30 日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による応募株主等からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない平成 22 年 12 月 29 日及び同 30 日にも行われます。)としており、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が公開買付者の対抗者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、平成 22 年 12 月 15 日付で公開買付者との間で応募に係る契約を締結している、二家勝明(保有株式数:2,704,240 株、保有割合:24.09%)、二家勝明の親族である二家英彰(保有株式数:173,224 株、保有割合:1.54%)、二家純子(保有株式数:19,000 株、保有割合:0.17%)、二家嘉則(保有株式数:115,000 株、保有割合:1.02%)及び二家麻里奈(保有株式数:115,000 株、保有割合:1.02%)並びにクラスター(保有株式数:3,413,000 株、保有割合:30.40%)以外の対象者株主の意思を尊重するため、上記の各株主の保有する対象者株式の合計である本応募対象株式(6,539,464 株、保有割合:58.25%)と、対象者が平成 22 年 11 月 15 日に提出した第 54 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 12 日現在の発行済株式総数(12,920,340 株)から、対象者が平成 22 年 12 月 1 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成 22 年 11 月 30 日現在の自己株式(1,694,102 株)及び本応募対象株式の数(6,539,464 株)を控除した株式数(4,686,774 株)の過半数に相当する株式数(2,343,388 株)の合計(8,882,852 株、保有割合:79.13%)以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、本応募対象株式の応募に加えて、本応募対象株式及び対象者が保有する自己株式以外の対象者の普通株式の過半数の応募がない場合には、本取引を行わないこととし、対象者の少数株主の皆様を尊重した買付予定数の下限の設定を行っております。

(4) 本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記のとおり、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全て(対象者が保有する自己株式は除きます。)を取得できなかった場合には、下記の一連の手続きにより、公開買付者が、対象者の発行済普通株式の全て(対象者が保有する自己株式は除きます。)を取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、上記による変更後の定款に対し、対象者の全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された対象者の発行済普通株式の全て(対象者が保有する自己株式は除きます。)の取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付することの議案を付議議案に含む株主総会及び上記の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を、平成 23 年 3 月を目途に、対象者に要請する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、対象者の全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、

発行済普通株式の全て(対象者が保有する自己株式は除きます。)は対象者に取得されることとなり、対象者の株主には、当該取得の対価として対象者の別の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、対象者が保有する自己株式を除く対象者の発行済普通株式の全てを保有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。なお、公開買付者は、平成23年5月を目的に、対象者を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了することを予定しております。上記手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められおり、また、上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記乃至の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等保有割合又は公開買付け以外の対象者の株主の株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります。但し、上記方法を変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対しては、最終的に金銭等を交付する方法により公開買付者が、対象者の発行済普通株式の全て(対象者が保有する自己株式は除きます。)を保有することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭等の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

公開買付者は、上記手続き実施後、平成23年6月を目的に、本合併を行うことを予定しております。

(5)対象者株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について

対象者普通株式は本日現在、ジャスダックに上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式はジャスダックの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け成立後に、上記「(4)本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載したところに従い、公開買付者は発行済普通株式の全て(対象者が保有する自己株式は除きます。)を保有することを企図しておりますので、その場合には、対象者の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式をジャスダックにおいて取引することは出来ません。

(6)公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、二家勝明(保有株式数:2,704,240株、保有割合:24.09%)、二家勝明の親族である二家英彰(保有株式数:173,224株、保有割合:1.54%)、二家純子(保有株式数:19,000株、保有割合:0.17%)、二家嘉則(保有株式数:115,000株、保有割合:1.02%)及び二家麻里奈(保有株式数:115,000株、保有割合:1.02%)並びにクラスター(保有株式数:3,413,000株、保有割合:30.40%)との間で、それぞれが保有する対象者の普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成22年12月15日付で締結しております。

なお、公開買付者は、二家勝明との間で、本公開買付けに係る決済の完了後に、本公開買付けに応募することによって得られる二家勝明が保有する対象者の普通株式(2,704,240 株)に係る売却代金の全てを二家勝明から借入れを受けることを合意しています。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商号	ユニコムグループホールディングス株式会社	
本店所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号	
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 二家勝明 代表取締役社長 二家英彰	
資本金の額	27億5,350万円	
事業内容	グループ傘下会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理	
設立年月日	昭和33年9月18日	
大株主及び持株比率(平成22年9月30日現在)		
有限会社クラスターインベストメント		26.41%
二家勝明		20.93%
株式会社みずほ銀行		3.06%
竹田和平		2.55%
ユニコムグループホールディングス従業員持株会		1.82%
二家英彰		1.33%
日本生命保険相互会社		1.00%
二家嘉則		0.89%
二家麻里奈		0.89%
神原克己		0.80%
買付者と対象者の関係等		
資本関係	:	当社と対象者の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の議決権のそれぞれ 50%を保有している二家勝明及び二家英彰は、平成 22 年 11 月 15 日に提出した第 54 期第2四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 12 日現在の対象者の発行済株式総数から、対象者が平成 22 年 12 月 1 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成 22 年 11 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式を除いた株式数の 24.09%(2,704,240 株)、1.54%(173,224 株)を保有しております。
人的関係	:	公開買付者の代表取締役であり、議決権の 50%を保有する二家勝明は対象者の代表取締役会長を兼務しております。また、対象者の代表取締役社長である二家英彰は公開買付者の議決権の 50%を保有しております。
取引関係	:	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	:	対象者の代表取締役会長である二家勝明及び代表取締役社長である二家英彰は、公開買付者の議決権をそれぞれ 50%所有しております。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 12 月 16 日(木曜日)から平成 23 年 2 月 3 日(木曜日)まで(30 営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき 300 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しないフィナンシャル・アドバイザーであり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、平成 22 年 12 月 13 日付で大和証券キャピタル・マーケットツから株式価値算定書を取得しました(なお、公開買付者は大和証券キャピタル・マーケットツから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)。大和証券キャピタル・マーケットツによる対象者の普通株式の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケットツは、()対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法、()対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定する類似会社比較法、及び()対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定する DCF 法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っております。なお、大和証券キャピタル・マーケットツは、対象者の市場株価が継続して 1 株当たり純資産額を下回って推移しており、1 株当たり純資産額は対象者の株式価値を表す指標として適切であるとは考えられず、また対象者は継続企業であり、保有する主要資産の大規模な売却等も想定していないことから、株式価値算定書において時価純資産法を採用していません。

大和証券キャピタル・マーケットツが採用した算定手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、()市場株価法では平成 22 年 12 月 10 日を基準日として、ジャスダックにおける対象者の普通株式の過去 1 ヶ月間の出来高加重平均株価 190 円、過去 3 ヶ月間の出来高加重平均株価 197 円及び過去 6 ヶ月間の出来高加重平均株価 204 円を基に 190 円～204 円、()類似会社比較法では 266 円～287 円、()DCF 法では 257 円～339 円と算定されております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットツから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式のおおむね過去 1 年間及び直近の市場価格の推移、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けの見通し等を勘案した結果、最終的に本公開買付価格を 300 円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格 300 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 22 年 12 月 14 日の対象者普通株式のジャスダックにおける終値(190 円)に約 57.89%のプレミアムを、過去 1 ヶ月間(平成 22 年 11 月 15 日から平成 22 年 12 月 14 日まで)の終値単純平均(191 円)に約 57.07%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間(平成 22 年 9 月 15 日から平成 22 年 12 月 14 日まで)の終値単純平均(195 円)に約 53.85%のプレミアムを、過去 6 ヶ月間(平成 22 年 6 月 15 日から平成 22 年 12 月 14 日まで)の終値単純平均(203 円)に約 47.78%のプレミアムを加えた額に相当します。

算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

対象者グループの主たる事業である商品先物取引業は、海外市場では活況を呈している一方で、国内市場では(商品取引所法の法改正議論が本格的になされた)平成15年度以降、市場規模の縮小傾向に歯止めがかからず厳しい経営環境が続いており、日本商品先物振興協会のデータによれば、平成21年度の全国商品取引所総出来高は34百万枚と、過去のピークである平成15年度の156百万枚の4分の1以下にまで低下しており、平成元年以降で過去最低水準となっております。

このような出来高の減少による市場の流動性の低下を嫌気し、個人投資家は売買を手控える状況が続いており、日本商品先物振興協会のデータによれば商品先物市場の委託者数は平成14年度末の11万8,230人をピークに平成20年度には8万7,233人にまで減少しております。

また、商品先物市場の縮小による手数料収入の減少に加えて、市場改革に伴うシステム対応など取引員にとって経費負担が増えており、受託業務の廃止や廃業を選択する取引員も現れており、日本商品先物振興協会のデータによれば商品取引員数は平成15年度末の97社から平成21年度末現在で37社まで減少し、淘汰の波が押し寄せるなか商品先物取引業を行う各社は更に難しい経営判断が求められております。

また、対象者グループのもう一つの主要な事業である、証券事業を取り巻く環境は、世界的な景気悪化の最悪期は脱したものの、完全失業率が依然として高い水準にあるなど雇用情勢は厳しく、国内消費市場の縮小や慢性的なデフレ傾向などにより、景気回復を実感させる状況ではなく先行きは不透明な状態が続いており、当面厳しい状況が継続することが予想されます。このような環境下、日経平均株価は、本年4月に11,339円30銭と年初来の高値を更新したものの、ギリシャにおける財政問題に端を発する欧州の金融不安の高まりや円高による企業収益への影響懸念などにより、足許、日経平均株価は10,000円前後で推移している状況にあります。

対象者グループでの主要な事業会社は日本ユニコムと日産センチュリー証券であり、両社の経営環境については、商品市況及び株式市況のいずれもが当面の間好転することを期待することが出来ず、業績を短期間に回復させることは非常に厳しい状況であると言わざるを得ません。

特に商品取引先物業を中心とした日本ユニコムの受託業務においては、平成23年1月に予定されている商品取引所法の改正により「不招請勧誘の禁止」の導入が予定されており、その営業活動にはかつてない制限が設けられ、経営環境は一段と厳しさが増すことが見込まれます。

上記のような環境の中、対象者グループとして採るべき経営上の方策としては、市況が回復するまで現状で最善を尽くし耐え忍ぶか、或いは現在の状況を脱出するため思い切った抜本的な施策を講じる、という二つの方法が考えられますが、日本ユニコムの場合は単に市況の回復を待てばよいという状況ではなく、来年度以降の然るべき営業体制を想定したビジネスモデルの変革は不可避であると考えております。

こうした認識の下、公開買付者関係人と対象者とは、平成22年4月頃から対象者の業績改善及び両社の企業価値向上について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、公開買付者関係人は、対象者の一般株主の皆様へ経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、長期的に付加価値を生み続ける会社になるための抜本的な経営改革を実行していくためには、マネジメント・パイアウトの手法により、対象者の普通株式を非上場化して、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行していくことが、最も有力な手段であるという結論に至ったことから、以下の経緯により、本公開買付価格を決定し、公開買付者は平成22年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しないフィナンシャル・アドバイザーであり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年12月13日付で大和証券キャピタル・マーケットツから株式価値算定書を取得しました(なお、公開買付者は大和証券キャピタル・マーケットツから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)

(b) 当該意見の概要

大和証券キャピタル・マーケットは、()市場株価法、()類似会社比較法及び()DCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、()市場株価法では190円～204円、()類似会社比較法では266円～287円、()DCF法では257円～339円と算定されております。

(c) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、平成22年12月15日に最終的に本公開買付価格を300円に決定いたしました。

(買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウトのための取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ることを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

(a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しないフィナンシャル・アドバイザーであり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年12月13日付で大和証券キャピタル・マーケットから株式価値算定書を取得しました(なお、公開買付者は大和証券キャピタル・マーケットから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者とは別個に、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、対象者の法務アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から紹介を受けたウェイドアドバイザーに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年12月14日付でウェイドアドバイザーからウェイド株式価値算定書を取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料にしたとのことです(なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネスオピニオン)を取得していないとのことです。)。ウェイドアドバイザーは、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で対象者株式価値を算定しており、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値を算定したとのことです。ウェイドアドバイザーは、市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を算定する手法であり、上場企業の客観的な評価手法であることから、類似会社比較法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様、株式市場の客観性を反映することができることから、また、DCF法は、対象者の今後のキャッシュフローから株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考えられることから、いずれもウェイド株式価値算定書における対象者の株式価値を算定する手法として適切であると判断し採用したとのことです。なお、ウェイドアドバイザーは、継続企業である対象者の株式価値算定評価が目的であるため、純資産額法の採用を見送ったとのことです。ウェイド株式価値算定書における各手法による対象者の株式価値算定結果は、市場株価法では191円から222円、類似会社比較法では254円から288円、DCF法では224円から327円となっております。なお、市場株価法では、平成22年12月14日を基準として、ジャスダックにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均株価191円、直近3ヶ月間の出来高加重平均株価196円、直近6ヶ月間の出来高加重平均株価204円及び直近12ヶ月間の出来高加重平均株価222円を基に算出しているとのことです。

(b)対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成22年7月8日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び公開買付者から独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会(第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有し、監督能力及びアドバイス能力並びに専門知識を備えている、土橋正氏(外部有識者たる弁護士)、河合一重氏(対象者の社外監査役)及び松下素久氏(対象者の社外監査役)の3氏を選定したとのことです。各委員と公開買付者及び対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切ないとのことです。また、対象者は当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。)を設置し、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、対象者取締役会が賛同意見を表明することが相当か否かを第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして、第三者委員会は、平成22年7月8日より同年12月2日まで合計4回開催され、対象者取締役会からの諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。第三者委員会は、かかる検討にあたり、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から、本取引及び委員会の運営全般につき法的助言を受けつつ、対象者から本公開買付けの背景、検討状況及び対象者の本公開買付けについての考え方についての説明を受けており、また、ウェイドアドバイザーが対象者に対して提出したウェイド株式価値算定書を参考にするとともに、ウェイドアドバイザーから対象者の株式価値算定に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、かかる経緯の下、本取引の目的の合理性、本取引における公開買付価格の合理性、その他本取引の透明性・合理性確保のための枠組みの有無について慎重に検討を重ね、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主共同の利益に与える影響その他諸般の事情を総合的に勘案した結果、本公開買付を含む本取引が対象者の企業価値を向上させ得るものである事から本取引の目的は妥当であると判断したとのことです。またウェイドアドバイザーが対象者に対して提出したウェイド株式価値算定書の内容、第三者委員会における検討の内容等を踏まえ、本取引における公開買付価格も妥当であると判断できる事から、平成22年12月10日に、対象者取締役会に対して、特別の利害関係を有する取締役(二家勝明及び二家英彰)を除く対象者取締役及び監査役全員の承認を条件として、本公開買付けに関し、対象者取締役会が、公開買付者による本公開買付けに賛同し、対象者の株主が、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することが相当である旨の答申を行ったとのことです。

(c)独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けたとのことです。

また、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに対する価格決定プロセス、意思決定プロセス等について法的助言を受けております。

(d)対象者における利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、ウェイドアドバイザーより取得したウェイド株式価値算定書、潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成22年12月15日開催の対象者取締役会において、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から、対象者普通株式を非公開化する事が対象者の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しており、本公開買付価格及び諸条件が対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、以上の理由より、対象者取締役会は、同日開催の取締役会に

において、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれのある対象者代表取締役会長の二家勝明及び対象者代表取締役社長の二家英彰を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものと判断し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。

なお、対象者代表取締役会長の二家勝明及び対象者代表取締役社長の二家英彰は、本取引に関し特別の利害関係を有しており、利益相反回避の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。また、対象者監査役の全員が対象者取締役会に出席し、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(e) 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条に基づき平成22年12月29日及び同30日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による応募株主等からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない平成22年12月29日及び同30日にも行われず。)としており、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が公開買付者の対抗者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(f) 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、平成22年12月15日付で公開買付者との間で応募に係る契約を締結している、二家勝明(保有株式数:2,704,240株、保有割合:24.09%)、二家勝明の親族である二家英彰(保有株式数:173,224株、保有割合:1.54%)、二家純子(保有株式数:19,000株、保有割合:0.17%)、二家嘉則(保有株式数:115,000株、保有割合:1.02%)及び二家麻里奈(保有株式数:115,000株、保有割合:1.02%)並びにクラスター(保有株式数:3,413,000株、保有割合:30.40%)以外の対象者株主の意思を尊重するため、上記の各株主の保有する対象者株式の合計である本応募対象株式(6,539,464株、保有割合:58.25%)と、対象者が平成22年11月15日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された平成22年11月12日現在の発行済株式総数(12,920,340株)から、対象者が平成22年12月1日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成22年11月30日現在の自己株式(1,694,102株)及び本応募対象株式の数(6,539,464株)を控除した株式数(4,686,774株)の過半数に相当する株式数(2,343,388株)の合計(8,882,852株、保有割合:79.13%)以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、本応募対象株式の応募に加えて、本応募対象株式及び対象者が保有する自己株式以外の対象者の普通株式の過半数の応募がない場合には、本取引を行わないこととし、対象者の少数株主の皆様を尊重しております。

算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
11,226,238 株	8,882,852 株	- 株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(8,882,852株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限(8,882,852株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、対象者が平成22年11月15日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された平成22年11月12日現在の発行済株式総数(12,920,340株)から、対象者が平成22年12月1日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成22年11月30日現在の自己株式(1,694,102株)を控除した株式数(11,226,238株)です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	65,394 個	(買付け等前における株券等所有割合58.25%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	112,262 個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	112,229 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数(11,226,238株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年11月15日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成22年11月15日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された平成22年11月12日現在の発行済株式総数(12,920,340株)から、対象者が平成22年12月1日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成22年11月30日現在の自己株式(1,694,102株)を除いた株式数(11,226,238株)に係る議決権の数(112,262個)として計算しております。

(注4) 株券等所有割合については、小数点以下第三位を四捨五入してあります。

(7) 買付け等に要する資金 3,367 百万円

買付予定数(11,226,238株)に本公開買付け価格(300円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケット株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

決済の開始日

平成23年2月10日(木曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合には、その常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります)、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9)その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,882,852株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,882,852株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に準じる事実として、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- 1) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合
- 2) 対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付け等を行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付をした公開買付代理人(復代理人にて応募受付をした場合には復代理人)の各本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解

除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接又は間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書面又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しも含みます。)も、直接又は間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名又は交付に関して、直接又は間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成22年12月16日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。
大和証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」の「(4)本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)」並びに「対象者株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について」を参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、二家勝明の親族であり対象者の代表取締役社長である二家英彰(保有株式数:173,224株、保有割合:1.54%)との間で、二家英彰が保有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成22年12月15日付で締結しております。また、公開買付者は、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役会長である二家勝明(保有株式数:2,704,240株、保有割合:24.09%)との間で、二家勝明が保有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しています。

本取引は、マネジメント・バイアウトの手法により行われるものであり、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役会長である二家勝明並びに二家勝明の親族であり対象者の代表取締役社長である二家英彰は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です。

なお、本公開買付けが成立した場合には、二家英彰並びに二家勝明の親族である二家純子、二家嘉則及び二家麻里奈の4名が、それぞれ25%ずつ出資する会社であるクラスターが、本件クラスター出資を行うことを予定しており、本件クラスター出資後の公開買付者の株主構成は、クラスター99.90%、二家勝明0.05%及び二家英彰0.05%となる予定です。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

上記「1. 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの目的及び背景」をご参照下さい。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的」の「(3)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

(4) 投資家が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限は設定されておりません。このため、本公開買付けの結果、ジャスダックの株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、上記「1. 買付け等の目的」の「(4)本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の手続きに従い、公開買付者及び創業者一族等が対象者の発行済株式総数(自己株式を除く)の全てを所有することを企図しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者株券をジャスダックにおいて取引することはできません。

また、対象者は、平成22年12月15日に「平成23年3月期配当予想に関する決議のお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成22年12月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の剰余金の配当(期末配当)を行わないことを決議しているとのことです。

以上